

北上市告示乙第142号

都市計画法第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その旨告示する。

令和6年12月27日

北上市長 八重樫 浩 文

1 都市計画の種類

都市施設（道路）

2 都市計画を変更する道路

- (1) 北上都市計画道路3・4・9号珊瑚橋本宿線
- (2) 北上都市計画道路3・5・23号九年橋大通り線

3 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 北上市立花10地割から川岸四丁目まで（別紙図面のとおり）
- (2) 北上市大通り二丁目から花園町一丁目まで（別紙図面のとおり）

4 変更に係る都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和7年1月10日から令和7年1月24日まで

(2) 場所

北上市都市整備部都市計画課

備考 「別紙図面」は省略し、都市計画の案の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。